


令和3年度児童福祉施設等 指導監査結果報告書



吹田市福祉部福祉指導監査室



第1 指導監査の実施状況

目的



吹田市では、「児童福祉法」、「吹田市社会福祉法人等指導監査要領」等に基づき、指導監査を実施しています。関係法令・設置基準等に照らしながら、必要な助言及び指導又は、改善を求めることにより、施設等のサービスの質の確保及び利用者支援の向上並びに適正な運営が確保されることを目的としています。

実施状況

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、状況を注視しながら指導監査の実施を判断いたしました。その結果、拡大防止等の観点から、一部の施設等において書面による確認への切り替えや実施の見送りを行いました。

一般的な指導監査の流れ

① 施設調書・現況報告書等の提出



② 指導監査実施通知を送付



③ 指導監査の実施



④ 監査結果通知の送付



⑤ 改善状況報告書の提出（文書指摘がある場合）



⑥ 改善状況報告書の確認・再指導



施設・事業区分別指導監査実施状況

区 分	対象数 (A)	実施数 (B)	実施割合 (B/A)
公 立 保 育 所	13	13	100%
私 立 保 育 所	33	33※2	100%
幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園	11	1※4	9%
小 規 模 保 育 事 業 等	46	46※2	100%
児 童 館 (公 立 1 1 館 、 私 立 1 館)	12	11※3	92%
認 可 外 届 出 対 象 施 設 保 育 施 設	50※1	15※2 ※3	30%
届 出 対 象 外 施 設	1	0※3	0%
合 計	166	119	72%

※1 居宅訪問型13施設と企業主導型14施設を含みます。令和4年1月1日以降に事業開始の施設は含めていません。

※2 書面による確認を含みます。

※3 新型コロナウイルス感染症の影響により、指導監査・立入調査の実施を一部見送りました。

(実施割合は、小数点以下四捨五入)

※4 指導監査の頻度について定めはなく、児童福祉施設が原則として1年に1回以上実地調査を行うこととの均衡に留意して実施しています。

第2 指導監査・立入調査の実施結果

区 分		文書指摘施設数	文書指摘件数	口頭指摘件数
公 立 保 育 所		0	0(3)	1(1)
私 立 保 育 所		6/33	29	77
幼保連携型認定こども園		0	0	3
小規模保育事業等		3/46	5	48
児 童 館		1 /11	1	0
認 可 外 保 育 施 設	届出対象施設等	2/15	2	0
	届出対象外施設	—	—	—
計		12/105	37(3)	127(1)

※ 文書指摘のある場合は、改善報告書の提出を求め、改善状況の確認を行っています。軽微な指摘は監査時に口頭で指摘し、改善を指導しています。公立保育所で全施設共通の指摘は外数で()に件数を記載しています。

今年度の実施状況について

(1) 公立保育園

感染防止対策を取ったうえで、対象の13園すべてに対し、実地により指導監査を実施しました。なお、実施に当たっては、児童との接触を避ける観点から、現地確認は基本的に実施せず、特に必要と認められる場所のみの実施としました。

(2) 私立保育園

33施設のうち6施設について実地により指導監査を実施しました。残りの27施設については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、書面による確認に切り替えて実施しました。

(3) 幼保連携型認定こども園

11施設のうち1施設について実地により指導監査を実施しました。指導監査の頻度について定めはなく、児童福祉施設が原則として1年に1回以上実地調査を行うこととの均衡に留意して実施しています。

(4) 小規模保育事業等

令和3年度に新規に設置された2施設については、実地により指導監査を実施しました。既存の44施設については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、書面による確認に切り替えて実施しました。

(4) 児童館

公立の児童館11館については、感染防止対策を取ったうえで実地により指導監査を実施しました。

民間の1館については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、これまでの運営状況等も考慮し、今年度の実施を見送りました。

(5) 認可外保育施設

施設型の認可外保育施設37施設のうち、新規開設の2施設に対し、実地により立入調査を実施しました。その他の35施設は、これまでの運営状況等を考慮し、今年度の実施を見送りました。

居宅訪問型（いわゆるベビーシッター）の認可外保育施設13施設の立入調査は、集団指導の方法により行うこととされていますが、今年度は集団指導を書面による確認により実施しました。

通常2年に1回立入調査を実施している届出除外の認可外保育施設については、今年度の実施は見送りました。

第3 特別監査の実施結果

特別監査は施設職員からの通報や利用者から寄せられた情報等により、人員、設備及び運営に関する基準等の違反や施設運営に不正または著しい不当が認められる場合、又はその疑いがある場合に実施します。

令和3年度は、特別監査は実施していません。

公立保育所

(1) 主な指摘事項

職員配置について、再度、各保育所の職員配置状況を精査し、早急に必要な対応を行い、適正な職員配置に努めるよう指導しました。保育所がみなし保育士を配置する場合は、配置要件を確認し、配置人数等を保育所と所管部署で情報共有するよう指導しました。

消防用設備について、老朽化に伴い不具合が発生している設備については、引き続き順次取り換え等を行っていくよう指導しました。

(2) 総評

保育計画について、職員会議で定期的に振り返りを行い、次期計画へと反映させる循環的な取組が実践されています。行事や子育て支援については、コロナ下で行うことができるよう工夫されていました。配慮を必要とする子どもについては、職員間での共有が図られ、細やかな対応をされていました。また、保護者との日々のコミュニケーションも積極的に取られていました。

今後も安定的に質の高い保育が提供できるよう、各保育所の職員状況を確認し、保育従事者の確保及びその資質向上に対する取組を継続的に行うとともに、引き続き施設の安全点検結果等を踏まえた危険箇所の修繕等を行う必要があると考えます。

児 童 館

(1) 主な指摘事項

施設において、一部修繕が必要な箇所が見受けられましたので児童が安全に利用できるよう、今後とも必要な施設整備を行うよう指導・助言しました。

(2) 総評

各館・センターにおいて、定期消毒や人数制限などの新型コロナウイルス感染症対策を行った上で、育児教室など地域の子育て支援に取り組まれています。

また、毎月開催されている職員会議で、コロナ下で実施できる行事の検討や子どもの様子の共有が行われ、子どもの居場所作りに尽力されています。